

都道府県への意見照会に対する回答

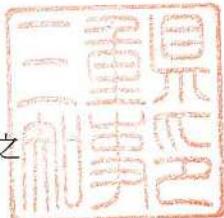
目 次

1. 三重県	1
2. 滋賀県	3
3. 京都府	5
4. 大阪府	7

県土第07-12号
令和7年12月19日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 繩田 正 様

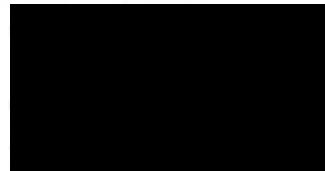
三重県知事 一見 勝之



西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る
「対応方針（原案）」の意見照会について（回答）

令和7年12月15日付け中高建第66号で意見照会がありましたのこと
について、別紙のとおり回答いたします。

事務担当
県土整備部道路企画課



(回答様式)

(再評価)

<三重県>

事業名) 近畿自動車道 名古屋神戸線（亀山西 JCT～大津 JCT）(6 車線化事業)

【ご意見】

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

近畿自動車道名古屋神戸線（亀山西 J C T～大津 J C T）は、速達性や定時性の確保により、企業の生産性を向上させるとともに、地域活性化の推進に大きく寄与する重要な道路です。

三重県内では新名神高速道路や東海環状自動車道等の開通により、新たな企業立地や地域間交流が活発化しており、更なる生産性向上、地域活性化を実現するため、また、南海トラフ地震や広域的な雪害などの大規模災害時に県民生活の安全・安心を確保するためにも、亀山西 J C Tから大津 J C T間の 6 車線化が必要不可欠であることから、残る工事の早期整備をお願いします。

滋 高 幹 第 27 号
令和 7 年(2025 年)12 月 18 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝村 善治 様

滋賀県知事 三日月 大造
(公 印 省 略)

西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る
「対応方針(原案)」について(回答)

令和 7 年 12 月 12 日付け建計第 25 号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

【事業名①：近畿自動車道名古屋神戸線（亀山西 JCT～大津 JCT）】

近畿自動車道名古屋神戸線（亀山西 JCT～大津 JCT）については、「対応方針(原案)」のとおり【事業継続】に異論はありません。

当該区間の6車線化は、物流の効率化による生産性の向上や、安定した交通機能の確保に資するものであり、モノづくり県である当県としても大いに期待しているところです。

安全対策に十分配慮のうえ、早期開通をお願いします。

【事業名②：近畿自動車道名古屋神戸線（大津 JCT～城陽）】

近畿自動車道名古屋神戸線（大津 JCT～城陽）については、「対応方針(原案)」のとおり【事業継続】に異論はありません。

本道路は、日本における人・モノの流れを支える大動脈であるとともに、東名・名神等との交通機能の適切な分担や混雑緩和に資するものであり、地域活性化や観光・産業振興にも大きく貢献するものと期待しています。

当県としても、スマート IC や関連道路の整備を進めていますので、事業完成予定期を早期に示していただくとともに、引き続き安全に十分配慮しながら、一日も早い開通をお願いします。

7道計第225号
令和7年12月22日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝村 善治 様

京都府知事 西脇 隆俊

西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案) の作成に係る意見照会について(回答)

令和7年12月12日付け建計第22号で意見照会のことについて、別紙のとおり回答します。

(別紙)

事業継続に関する京都府意見

【道路事業】

事業名	近畿自動車道 名古屋神戸線（大津 JCT～城陽） 近畿自動車道 名古屋神戸線（城陽～高槻 JCT）
意 見	<p>事業継続という対応方針（原案）に異論ありません。</p> <p>新名神高速道路は、新東名高速道路とともに三大都市圏を結ぶ日本の大動脈であり、名神・東名高速道路の代替機能を担う重要な道路です。</p> <p>京都府としても地域の発展に対し、大きく期待するとともに、関連道路整備や企業誘致等に積極的に取り組んできたところです。</p> <p>まちづくりや企業活動への影響を出来るだけ小さくする観点から、ネクスコ西日本におかれましては、一日も早い開通をお願いするとともに、工程精査を実施し、早期に開通時期を明らかにされるようお願いします。</p>

道整第1811号
令和7年12月22日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝村 善治 様

大阪府知事

西日本高速道路株式会社事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

貴職におかれましては、日頃から大阪府行政に対するご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月12日付け建計第22号により、照会のありました標記
内容について、下記のとおり回答いたします。

【近畿自動車道名古屋神戸線（城陽～高槻JCT）】

- 「対応方針（原案）」案に異存ありません。
- 新名神高速道路は大阪の成長を支えるとともに、首都機能のバックアップと
しても重要な交通基盤であり、早期開通に対する期待は非常に高い。
- 工事の安全と周辺環境に十分配慮した上で、早期の開通時期の明確化と一日
も早い全線開通に努めるとともに、まず令和8年度冬の枚方トンネルの掘削
開始を確実に履行すること。
- 枚方トンネルは住宅や企業団地が立地している真下を通過することとなるた
め、シールドトンネル工事のガイドラインを踏まえ、安全を確保した施工に
努めること。
- また、大阪府・京都府が行うアクセス道路の整備等についても、引き続き十
分な協議調整に努めること。